

【手続き方法】

- 1 出席停止の期間が経過した後、「授業公欠届(感染症)」に必要事項を記入の上、所属学部等の教務担当へ医師の診断の結果感染症に罹患したことが確認できる書類を添えて提出してください。
- 2 提出後、公欠扱いとなった授業の措置については、授業担当教員に確認してください。
- 3 本届及び添付書類に記載された個人情報については、公欠の手続き業務及び学内関係者への報告にのみ利用します。
- 4 公欠が適用される感染症とそれぞれの感染症における出席停止期間については、別表を参照してください。
- 5 別表において、出席停止期間について「病状により医師において感染のおそれがないと認めるときまで」と記載されている感染症については、学校医によっても感染のおそれがないと判断ができます。必要があれば登校再開前に学校医に相談してください。

別表. 公欠が適用される感染症

	感染症	出席停止期間の基準
第1種	エボラ出血熱	治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血熱	
	痘そう	
	南米出血熱	
	ペスト	
	マールブルグ病	
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎(ポリオ)	
	ジフテリア	
	重症急性呼吸器症候群(SARS)	
	中東呼吸器症候群(MERS)	
	特定鳥インフルエンザ	
	新型インフルエンザ等感染症	
	指定感染症	
新感染症		
第2種		第2種の感染症に罹患した者については、それぞれ以下の期間。ただし、病状により医師において感染のおそれがないと認めるときは、この限りでない。
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第3種	コレラ	病状により医師において感染のおそれがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症(※)	

※「その他の感染症」とは、感染性胃腸炎(ノロウイルス感染症等)、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症及び本学において大規模な流行の兆しがあると判断した感染症とする。本学において大規模な流行の兆しがある感染症については、学校医やキャンパスライフ支援本部長の意見に基づき、教育高度化本部長が決定し、公示する。